

令和7年（ネ）第4643号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 災害時の人権を考える会

被控訴人 株式会社 ゆうちょ銀行

上申書

——即日結審の決定の理由の開示を求める書面——

2026年 1月23日

東京高等裁判所第10民事部ロニ3係 御中

控訴人代表者 代表 柳 原 敏 夫



本裁判の控訴審は昨日1月22日に第1回口頭弁論が開かれ、貴裁判所は、即日結審を言渡して審理を終結した。

しかし、当日、地下鉄の人身事故でダイヤが大幅に乱れた影響のため、上記弁論に出席がかなわなかった控訴人は、なぜ即日結審をして審理を終結したのか、貴裁判所よりその理由を聞かされなかったもので、以下に述べる理由に基づき、書面もしくは弁論を再開して口頭でその理由を明らかにすることを求める。

1、1996年、70年ぶりに全面改正された民事訴訟法（以下、新民事訴訟法という）のスローガンは「国民に利用しやすく、わかりやすい民事訴訟手続」¹である。国民本位の立場を明確にしたこのスローガンが示す通り、新民事訴訟法の核心は憲法が国民に保障する「裁判を受ける権利」を民事裁判において具体化した点に現れている。

2、他方、民事裁判において審理を主宰し訴訟進行を決定する権能は裁判所に認められている。ただし、その訴訟指揮権はあくまでも審理を迅速、公平にして充実したものにするために認められるものであって、その結果、裁判所もまたかような適正な手続きののっとして訴訟進行を決定する義務を負っており、自由に好きなように決定することが許されている訳ではない。

¹ 法務省民事局参事官室編「民事訴訟手続の検討事項に関する補足説明」1頁。

3、また、行政手続きの基本原則として、不利益な処分を受ける者に対して、その理由を示すことが義務付けられている（行政手続法14条）。そうだとしたら、行政手続きに比べより適正な手続きが厳格に求められている裁判手続において、不利益な処分を受ける者に対しては、その理由を示すことが求められると解するのが至当である。

4、本件において、第1回口頭弁論期日の前日に控訴人が提出した準備書面(1)が明らかにした通り、控訴人は答弁書に対し全面的な反論を予定しており、なおかつ評価的要件をめぐる裁判という本件訴訟の本質的特徴を踏まえた有意義かつ充実した審理を実施するためには、裁判所に評価的要件の評価を裏付ける評価根拠事実(要件事実)を明らかにする必要がある、そのために裁判所から被控訴人に対して控訴人の口座開設の拒否をめぐる具体的な紛争事実を明らかにすることという釈明権の行使が不可欠であって、それらの訴訟行為により初めて控訴人は己に課せられた評価根拠事実(要件事実)に関する主張責任、立証責任を果たすことが可能になり、新民事訴訟の基本原則である「裁判所が①積極的に争点整理を行ったうえで②集中証拠調べをして判決に及ぶ」という審理の実行が可能となり、それによって憲法が控訴人に保障する「裁判を受ける権利」の実現が可能になる。

以上のことを前提にした場合、

5、今回、貴裁判所が第1回口頭弁論期日に決定した即日結審は、上記4で述べた当然の訴訟行為を求めた控訴人に対する「裁判の拒絶」に相当する重大な不利益な処分であることは明らかである。

従って、そのような重大な不利益な処分を受ける控訴人に対して、貴裁判所はその理由を、すなわち控訴人が、本件訴訟で問題となった「正当な理由」もしくは「特別な事情」の評価を裏付ける評価根拠事実(要件事実)に関する主張責任、立証責任を果たそうと望んだにもかかわらず、なぜ控訴人がかような当然の責任を果たすことすら許さなかったのか、その結果、控訴人にとって「裁判の拒絶」にひとしい「裁判を受ける権利」が侵害されたのを甘受しなければならなかったのか、それらの理由について、「国民に利用しやすく、わかりやすい民事訴訟手続」という新民事訴訟法の基本理念に基づいてこれを明らかにすることは貴裁判所に課せられた当然の責務と考える。

今回の即日結審の決定を、今月9日に最高裁で言い渡された、福島原発事故の区

域外避難者に対し応急仮設住宅からの退去を求める裁判の判決²で、上記退去を決定した福島県知事の決定（以下、本件措置という）について、

《避難先での生活の継続を望む区域外避難者が数多く存在する状況において、本件措置等は、応急仮設住宅の使用を必要とする区域外避難者の居住の安定に係る利益等を損なうという点で、本質的な瑕疵を有するものであったといわざるを得ない。》

（23～24頁）と判示した三浦守少数意見になぞれば、
審理の継続を望む控訴人の強い求めが存在する状況において、今回の即日結審の決定は、控訴人に課せられた主張責任、立証責任を果たすという当然の利益等を損なうという点で、本質的な瑕疵を有するものであったといわざるを得ない。

以 上

² <https://www.courts.go.jp/hanrei/95340/detail2/index.html>